

は じ め に

町民の皆様には、平素から三種町福祉行政へのご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度「第2期三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の計画期間が令和元年度をもって終了することに伴い、この間の社会情勢の変化や平成30年4月に施行された社会福祉法の改正等も踏まえるとともに、新たに「成年後見制度利用促進計画」を盛り込み、ここに第3期計画を策定いたしました。

本計画は、基本理念を『思いやりと支え合いで“あんしん”を育む福祉でまちづくり～孤立と排除のない地域づくりを目指して～』としています。これは、誰もが社会的な差別や偏見を受けず、疎外されることなく、困ったときは支え合い、助け合い、安心して暮らすことができる「地域共生社会の実現」を目指すものです。

本町におきましても、近年、少子高齢化や核家族化が急速に進行する中、家庭や地域での人と人のつながりが希薄化し、これまであった「支え合い」「助け合い」の機能が低下し、高齢者の孤立やひきこもり、児童虐待、あるいは既存の制度では解決困難な「制度の狭間」の問題などが少しずつ顕在化してきました。

このような中で、複雑・多様化する福祉課題の解決には、行政あるいは社会福祉協議会等の公的サービスに加えて、住民や事業者、ボランティアなど地域の様々な主体との連携・協働が不可欠となっています。

今後、この計画に基づいて、子どもから高齢者まで全ての人々が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう地域福祉を推進してまいりますので、町民の皆様をはじめ関係機関等におかれましても、一層のご理解とご協力、そして積極的な参画をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心にご審議いただきました策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等において貴重なご意見をいただきました多くの方々に心より感謝申し上げます。

令和2年3月

三種町長 田 川 政 幸



一人ひとりを大切にする地域福祉を目指して

平素より、三種町社会福祉協議会の活動をご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

本会は、「『この地域で住み続けたい』願いの実現を目指します」を自らの使命と位置づけ、合併以来、三種町と共に地域福祉の推進に取り組んで参りました。

近年は総人口の減少と少子高齢化の進行、産業構造の変化や働き方の多様化、地域のつながりや家族の扶養能力の脆弱化など、人々の抱える生活問題は複雑・多様化し、解決することが難しくなっているように思います。

また、高度情報化の進展により、パソコンやスマートフォンを通じて容易にインターネットにつながることができる社会になりました。便利な社会になった一方で、現実の生活問題はますます見え難くなっているように思います。生活問題への無理解や無関心、不安や誤解などは差別や偏見の意識を生じやすく、社会的排除の問題と密接につながっています。便利な社会になればなるほど、現実に生起する地域の様々な生活問題に対して意識を開いていかなければなりません。

私たち社会福祉関係者は、上記のような社会の変化が人々の生活に及ぼす影響を敏感に察知し、問題解決のために多様な人々の力を結集し、協力して取り組んでいかなければなりません。従来、社会福祉関係者が重視してきた価値に「個人の尊重」があります。「個人の尊重」は単に個人を尊重することだけにとどまらず、一人ひとりを大切にする社会のあり方を模索する中で目指すべき価値と考えます。本会としても、一人ひとりを大切にする地域社会のあり方を模索し、あらためて地域福祉の推進を目的とする団体としての強い自覚を持ち、地域住民をはじめ多くの関係者と共に手を携えて本計画の推進に取り組んで参ります。

結びに、本計画が今後5年間の本町における地域福祉の総合的なロードマップとして皆様のお役に立てるごことを祈念し、刊行にあたってのご挨拶といたします。

令和2年3月

社会福祉法人 三種町社会福祉協議会

会長 小 沢 寿 昭



第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画に寄せて

平成から令和へと元号が変わり、国内には新たな時代への希望を見いだそうとする雰囲気があります。しかし、地域社会は劇的に変化するものではなく、長い年月をかけて人々の意識が醸成され、社会制度や経済的な影響を受けながら生活が営まれていく結果として存在しています。

そのため、今の地域社会の現状は、これまでの暮らしの連続線上にあり、本計画の策定にあたっては、今までの取組みの成果と課題をしっかりと総括し、その上でこれからの暮らしが一人ひとりにとって安心できるものであるようにしていくことが求められます。

これまで第1期計画から策定に関わる機会をいただき、地域の状況に向き合いながら行政や社協そして様々な関係者の方々と議論を重ねて計画に反映し、多くの実践が行われてきました。

特に町社会福祉協議会には県内のみならず全国的に見ても先駆けとなるコミュニティソーシャルワーカーを常勤で配置し、制度の枠にとらわれずに一人ひとりの地域社会生活を支えると同時に、多様な地域住民の活動も支えてきました。こうした取組みは、地域福祉に対する行政や関係者の深い理解と想いによって形となったものです。

現在、国では「地域共生社会」の実現を目指して、市区町村における包括的相談支援体制の構築を掲げています。具体的には、どのような人々や世帯の困りごとをもしっかりと受け止めていく「断らない相談支援」、誰もが社会とのつながりの中で生活できる「参加支援」、生きづらさを抱えた人々が排除されることのない「地域づくりに向けた支援」を行うことが求められています。

これらは、これまで三種町で取り組んできたものであり、その重要性が改めて国からも示されたと言えます。しかし、地域社会は変容を続けており、特に三種町では人口減少を伴った少子高齢社会において身寄りのない単身世帯や複合ニーズ世帯が増える等、生活問題も多様化しています。本計画策定のために実施した福祉関係専門職を対象としたアンケート調査においても、支えてくれる家族や親族等がいなかったり、複合的な生活問題を抱えた世帯における支援の難しさを訴える声が少なくありませんでした。



今期計画は、こうした人々の声を受け止め、より一層の体制充実を図ることを目的として策定されてきました。誰もが幸せを感じながら日々の生活を送ることができる社会を目指すには、公的サービスによる生活保障とともに、同じ地域で暮らす一人ひとりの想いと行いが大きな力となります。孤独や孤立のない社会、差別や排除のない社会を築くことができるの私達です。そして、そのための協力の方向性を示したものが本計画です。

今後の取組みにおいて、誰を支えるためなのか、誰の幸せにつながっていくのかを見失わず歩み続けていくために本計画を活用し、よりよい実践が育まれることを願います。

令和2年3月

計画策定アドバイザー

NPO法人日本地域福祉研究所 理事
日本社会事業大学社会福祉学部 准教授

菱沼幹男